

## 香美町農業委員会総会(第10回)議事録

1 開催日時 令和4年1月25日(火) 9:30~10:35

2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	米田	和弘
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一

4 欠席農業委員(1人)

4番 西村 功

5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

代表	1番	中川	君雄
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)

2番 高田 勝  
6番 田中 晃

7 議事日程

第1 会期の決定 1月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)合意解約通知について

(3)農地の転用(農業用施設)届出について

(4)無線基地局の事業計画について

第4 議案第33号 非農地証明願承認について

第5 議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

第7 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は8番「門垣日出男委員」と9番「中村彰男委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、8番「門垣日出男委員」と9番「中村彰男委員」よろしく願います。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を3件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を2件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項3番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきまして、1月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、香住区下浜で、地区の中心に公会堂がありますが、その公会堂から旧国道178号を余部方面に300mほどいきた道路沿い右手側にあります。 届出者は、梨栽培と野菜を耕作しネット販売や移動販売等をしておられます。 この申請地は、3年ほど前までは水田として耕作をしていましたが、それ以降は畑として野菜づくりをしています。 この度、申請のビニールハウス2棟を建てて栽培効率を上げ収益の向上を図るものです。なお、農会長、周囲の耕作者等の同意は得ております。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。

議 長	次に報告事項4番として、無線基地局の事業計画を1件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております、県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっております、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっていますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第33号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから25ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第33号 番号1番と番号2番は隣接した場所ですので、報告・説明は一括して行い採決は案件ごとに行いますので、ご了承願います。
議 長	それでは、議案第33号 番号1番と番号2番の非農地証明願について、1月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、この庁舎から山手バイパスを北東へ1.5km、香住病院を目指して行きたところに共同墓地があります。その墓地の北側にあります。 申請内容ですが、申請地1番は、耕作のリタイアにより耕作放棄地となっております。また申請地2番は昭和51年頃に車庫を建てて宅地化されております。2件とも地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、案件ごとに採決を取ります。まず番号1番について、願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第33号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に番号2番について、願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第33号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第33号 番号3番の非農地証明願について、1月20日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号、秋岡バス停から約500m入った左手側に小代神社へ続く小代神社橋を渡って100mぐらいのところ左手側にあります。 申請地には、現況写真のとおり平成5年3月頃に建てられた住宅がありました。願出人は不在地主であり、土地の処分のため地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第33号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第33号 番号4番の非農地証明願について、1月20日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、小代地域局より久須部川を遡り久須部の地区を抜けて突き当りにある久須部神社の横の墓地を挟んだ反対側にあります。 申請内容は、現況写真のとおり昭和50年頃にヒノキを植林した山林となっていました。地目変更登記のための願出ですが、今後、ここに小水力発電の建設が予定されているように聞き及んでおります。
議 長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第33号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第33号 番号5番の非農地証明願について、1月20日に現地調査委員であります「山本薫委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号の道の駅ハチ北の交差点をハチ北方面に400mほど進んだところにある新竹部橋手前50mぐらいのところにあります。 申請内容は、現況写真のとおり平成5年に建てられた住宅がありました。地目変更登記のための願出です。

議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第33号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第34号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①26ページから56ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第34号の申請について、1月20日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、付近見取図に掲載のある49筆です。当日、譲受人と面談を行いました。面談の内容は、現在、大阪府堺市在住の譲受人が小代区に住宅を取得、在住するとのこと。譲渡人は不在地主です。譲渡人が離農により農地の一括譲渡をしたいとのこと。譲受人は貸農園で作物を作っている程度の農業知識でしたので、農地についての決め事や地域の決め事等々、色々、話し合いをしました。申請内容は、先ほどの離農のため譲渡人からの要望に譲受人が農地一括譲受に応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	先ほど委員からも報告がありましたが、譲受人は農業というものに今まで携わったことがほとんどないという状況のなか、これだけの農地を取得するという点について、今後どのようにしていくのかということについても色々、委員からの質問や説明、その他のことも含め1時間程度、話を聞かせてもらいました。委員からもかなり農地についての現状を、中山間の農業は、こんなにも厳しいんだというようなことについてもかなり厳しく話がありました。その中で今後、この農地をどう管理していくのか決意というか、そういったものも改めて伝えたいんじゃないかと思うんですけども、たくさんの農地を取得することについても心配というか少しかどうかなあという面も持ちますけれども、今後そういったところについても十分、地域の方と協議をしないといけないと思い現地で話を聞かせてもらいました。なかなか難しい面もあるうかと思いますが、何かご質問やご意見はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第34号の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第35号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の57ページから63ページです。

議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第35号の申請について、1月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「井村壽之委員」が現地調査をしていますので、「井村壽之委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
5番	申請地は、高規格道路の香住ICから西へ降りて油良橋を渡り、町道油良守柄線を油良橋から南へ200mほど進んだところにあります。 貸人と借人は実の姉妹であり、借人が住宅用地を探していたところ貸人がその要望に応じられたもので、使用貸借権設定のための申請です。
議 長	「井村壽之委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
14番	周辺の土地の状況と隣接者、区長、農会長の同意は、どうなっていますか。
5番	申請地の西側は農地となっていますが、それ以外は宅地や道路となっています。また、隣接者、区長、農会長とも同意書の提出をいただいております。
議 長	その他、質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第35号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第35号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	日程第7 議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第36号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第36号は原案のとおり決定しました。

議 長 | 以上で、審議について終わります。

---

議事録署名委員

㊟

㊟